



決 裁	課 長	合 議	担 当

育児休業手当金(変更)請求書

＜育児休業中支給分＞

組 合 員 入 欄	組合員等記号及び番号又は個人番号	-		所属機関	名 称	
	組合員氏名			所在地		
	育児氏名(性別)		男・女	育 児 生 年 月 日	令和 年 月 日	
	育児休業開始日	令和 年 月 日		標準報酬 月 額	職 ()	
	育児休業終了日(変更後終了日)	令和 年 月 日 (令和 年 月 日)			等級	円
記 入 欄	育児休業手当金の請求期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		標準報酬 日 額	標準報酬月額×1/22(10円未満四捨五入) 円	
	上記のとおり請求します。 石川県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 〒 電話 () 住 所 請求者 氏 名					
所 属 所 長 の 記 入 欄	育 児 休 業 期 間 中 の 給 料 の 支 払 状 況					
	期 間	①本来の報酬		②支給割合	③日数	支給額①×②×③
	令和 年 月 日 から	円		%	日	円
	令和 年 月 日 まで					
	令和 年 月 日 から					
	令和 年 月 日 まで					
	令和 年 月 日 から					
令和 年 月 日 まで						
計						
上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。 令和 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名						

- 備考) 1 育児休業(又は変更)に関する所属機関の長の証明書を添付してください。
 2 勤務しなかった期間に報酬が支払われた場合は、支払われた報酬についての所属機関の長又は事務担当者の証明書を添付してください。
 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項による派遣職員の方は次の点に留意してください。
 ① 「所属機関の名称及び所在地」は、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入します。
 ② 「標準報酬月額」は、「組合の運営規則で定める給与をもって報酬とし算定された額」を記入します。
 ③ 請求金額は、「組合の運営規則で定める給与をもって報酬とし算定された標準報酬月額」から算出します。
 ④ 備考1の「育児休業に関する所属機関の長の証明書」は、「休業に関する派遣先団体の長の証明書」となります。
 ⑤ 備考2の「所属機関の長又は給与事務担当者の証明書」は、「派遣先団体の長又は給与事務担当者の証明書」となります。

※

【 育児休業手当金計算書 】

1 標準報酬日額 標準報酬月額 × 1/22

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 1/22 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ (A)}$$

(10円未満四捨五入)

2 育児休業手当金

○給付日額(育児休業180日に達するまでの期間)

標準報酬日額(A) × 給付率(67/100)

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 67 / 100 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ (B1)}$$

(円未満切捨て)

給付上限相当額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{※円} \times 30 \times 67 / 100 \times 1/22 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ (B2)}$$

◎(B1) > (B2) となる場合、給付日額(B)は(B2)の額となる。 (円未満切捨て)

給付日額(B) × 給付日数(C1) = $\underline{\hspace{2cm}}$ 円 (D1)

○給付日額(育児休業181日以後の期間)

標準報酬日額(A) × 給付率(50/100)

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 50 / 100 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ (B1')}$$

(円未満切捨て)

給付上限相当額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{※円} \times 30 \times 50 / 100 \times 1/22 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円} \text{ (B2')}$$

(円未満切捨て)

◎(B1') > (B2') となる場合、給付日額(B')は(B2')の額となる。

給付日額(B') × 給付日数(C2) = $\underline{\hspace{2cm}}$ 円 (D2)

※雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)

2 育児休業手当金総額

(D1) + (D2) = $\underline{\hspace{2cm}}$ 円

各月休業日数	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
育児休業が180日に達するまでの給付日数	日 (C1)	総給付日数	日
育児休業が181日以後の給付日数	日 (C2)		